

# 米国ヘンプ農業法の最終規則について・解説 Q&A

2022年4月7日現在

## Q.1 米国は、いつヘンプ(産業用大麻)を解禁したのですか？

A.1 2014年ヘンプ研究法により、大学等研究機関+農業者による生産計画で栽培が一部解禁され、2018年農業法によって、全米で解禁されました。医療用や嗜好用の大麻は、州法レベルで合法化が進展してきましたが、連邦法によって全米で合法化したのは、産業用大麻、すなわちヘンプが最初です。

## Q.2 2018年農業法以前、ヘンプはどのような位置付けでしたか？

A.2 1938年マリファナ課税法の制定によって、実質的にヘンプの栽培が禁止され、1970年規制物質法(CSA)のスケジュールI物質(医療価値なし、最も危険なもの)に位置付けられていました。そのため、約80年間、米国ではヘンプ栽培が禁止されていました。

## Q.3 最終規則とは何ですか？

A.2 米国では、州がヘンプ生産計画を立てて、農務省(USDA)がその計画を承認すれば、はじめて州内での栽培が可能となります。最終規則とは、ヘンプ生産計画に盛り込むべき要件を規定したものです。

## Q.4 最終規則はどのようにできましたか？

A.4 2018年農業法の制定を受けて、詳細な規則が2019年10月31日に暫定最終規則として発効しました。その後、利害関係者の複数回の公聴会や約5900件のパブリックコメントの指摘を踏まえて修正され、2021年3月22日に最終規則が発効しました。

## Q.5 2018年農業法におけるヘンプの定義は何ですか？

A.5 「ヘンプ」という用語は、「大麻(学名 *Cannabis sativa* L.)」の植物および、その植物のいずれかの部位(種子と全ての派生物、抽出物、カンナビノイド、異性体、酸、塩、異性体の塩を含む)であり、成長しているか否かにかかわらず、デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール(delta-9 tetrahydrocannabinol)の濃度が乾燥重量ベースで0.3%以下であるもの」と規定されています。つまり、ヘンプとは、THC濃度0.3%以下の大麻草品種のことです。

## Q.6 ヘンプの所轄官庁はどこですか？

A.6 以前は、麻薬取締局(DEA)でしたが、2018年農業法の制定以降、コムギやトウモロコシと同じように米国農務省(USDA)の農業マーケティングサービス局(AMS)の所轄となりました。AMSでは、ヘンプ専用のポータルサイト(<https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/hemp>)を開設し、法的な関連情報を一元化しています。

## Q.7 米国のヘンプ農業法に基づく最終規則は、日本の大麻取締法体系のどこに対応しますか？

A.7 大麻栽培者の要件が記載されている大麻取締法施行規則に該当します。ほとんど知られていませんが、大麻取締法施行規則は、実は厚生労働省と農林水産省の共同管轄となっています。(昭和二十三年厚生・農林省令第一号)

**Q.8 米国と日本では、ヘンプの法制度がどのように違いますか？**

A.8 米国では、項目ごとに連邦、州（下線）、\*連邦と州両方で管轄されています（表1）。  
米国に比べて、日本では基準の規定のない項目（ピンク色）が多いことが明らかです。

表1 規準項目に関する日米の違い

連邦、州(下線)、*連邦・州両方	日本
定義(THC基準値)	定義(THC基準)
免許種類(サンプリング代行者、検査機関、 <u>生産者、加工者、取扱者など</u> )	免許種類(栽培者、研究者)
免許要件(犯罪歴の確認)	免許要件(栽培目的、麻薬中毒者でないこと)
免許手数料(100ドル~1200ドル以上)	免許手数料(1万円未満)
申請書類	申請書類
品種指定	品種指定(栃木県のみ)
THC検査(圃場管理方式)	THC検査(栃木県:原種管理方式)
物流・保管	物流・保管
輸出入(HSコード、播種用種子)	輸出入(HSコード、播種用種子)
* 罰則規定、処分、修復	罰則規定、処分、修復
製品基準	製品基準
(食品、CBD)	(食品、CBD)
* 研究開発支援	研究開発支援
* 統計情報	統計情報(作付面積、免許者数)
* 農業技術情報	農業技術情報
作物保険	作物保険

**Q.9 米国におけるヘンプとマリファナの違いは何ですか？**

A.9 ヘンプは、2018年農業法に基づき、農務省(USDA)管轄で、THCが0.3%以下のものです。  
マリファナは、規制物質法(CSA)に基づき、麻薬取締局(DEA)管轄で、THCが0.3%を超えるものです。

**Q.10 最終規則でΔ9-THCの定義の解釈はどのようになりましたか？**

A.10 ヘンプの植物体内において、THC(テトラヒドロカンナビノール)はTHCA(テトラヒドロカンナビノール酸)として存在していますが、脱炭酸によって分子構造が変化してTHCとなり、その換算式は  $THC = THCA \times 0.877$  です。したがって、Δ9-THC量の定義は、総  $THC = THCA \times 0.877 + THC$  という換算式による総THC量と解釈することが明記されました。

**Q.11 「許容可能なヘンプのTHC濃度」とはどういう意味ですか？**

A.11 測定の不確かさを含めて、0.3%以下を含む分布・範囲を得た値のことです。例えば、THC0.35% ± 0.06% (測定の不確かさ)の検査結果は、下限値0.29%~上限値0.41%の幅があります。下限値0.29%は、ヘンプの基準値0.3%を超えていないので、「許容可能」と解釈されます。

Q.12 最終規則では、THC 検査のやり方をどのように規定していますか？

- A.12 ①ヘンプ生産者は、THC 検査のサンプリング代行者によるサンプル採取後、30 日以内に収穫しなければなりません。
- ②サンプリングは、頂部から 5~8 インチ (12.7~20.32 cm) で切断しなければなりません。
- ③サンプル採取数は、ガイドラインで定めています。同じ品種であれば、1 エーカー (0.4ha) につき 1 サンプル、10 エーカー (4.0ha) につき 10 サンプル、100 エーカー (40ha) につき 76 サンプルと細かく指定されています。

Q.13 THC の検査はどこで実施しますか？

- A.13 麻薬取締局 (DEA) に登録された検査機関で THC 検査を実施します。全米で 67 か所指定されています。

Q.14 過失と解釈される「許容可能なヘンプの THC 濃度」はどれぐらいですか？

- A.14 その THC 濃度は 1.0% までです。過失を 3 回すると、5 年間の免許はく奪となります。

Q.15 検査結果で THC 濃度が 0.3~1.0% となった場合はどうなりますか？

- A.15 畑で「処分」となります。ただし、再検査で OK なものは、「修復」の措置となり、商業流通可能となります。例えば、花や葉は、販売できなくても、種子や茎は販売可能となります。

Q.16 THC 検査料と免許料はいくらですか？

- A.16 最終規則で紹介されている全米の平均値は、サンプリング+検査料 565 ドル (62,150 円)、免許料など管理費用 800 ドル (88,000 円)、合計 150,150 円です。但し、これは 1ha 当たりの平均値ではなく、農業事業体 1 軒当たりの平均値です。

Q.17 米国では、ヘンプはどんな作物の代替として栽培されていますか？

- A.17 ヘンプは、トウモロコシの代替として栽培されています。最終規則で紹介されていた「種実用トウモロコシ」の 2017-19 年全米平均収益は 171,171 円/ha です。

Q.18 米国では、ヘンプの用途や収益性はどのようになっていますか？

- A.18 最終規則では、2019 年と 20 年の生産実績から推計した下記の表 2 が紹介されています。

表2 2019 年と 20 年の生産実績から推計されたヘンプの収益性

用途	価格 円/kg	収量 kg/ha	作付面積 割合 (%)	1ha 収益 (円)
カンナビノイド	944.93	1,682.07	80%	1,589,438
繊維(茎)	21.80	8,971.04	3%	195,568
種実	128.41	1,345.65	17%	172,794

注：1 ドル=110 円換算、カンナビノイド=ヘンプバイオマス中の CBD 含有量：6%

Q.19 ヘンプ栽培における THC の濃度基準の根拠は何ですか？

A.19 一般的なマリファナの THC 濃度は 5～25%です。既往の研究によると、THC 1.0%ではマリファナとプラセボ（偽薬）の区別がつけられず、THC 2.7%ではプラセボと明確に区別できました（Franjo and Gero, 2002）。参考までに、各国のヘンプ品種の THC 濃度基準を表 3 に示します。

表3 世界各国のヘンプ品種の濃度基準(農業経営者 2022 年 3 月号 P45 より)

THC 濃度	国名 (制定年)
0.2%	EU 28 カ国 (2002～2022)、イスラエル (2016)
0.3%	カナダ (1998)、中国 (2008)、米国 (2018)、EU 27 カ国 (2023～)、インドの一部 (2017)、ガーナ (2020)、パキスタン (2020)、ザンビア (2021)
0.35%	ニュージーランド (2006)
0.5%	ウルグアイ (2014)、パラグアイ (2019)
1.0%	スイス (2011)、コロンビア (2016)、オーストラリア各州 (2017)、タイ (2019)、レバノン (2020)、マラウイ (2020)、エクアドル (2020)、チェコ (2022)
基準値なし	日本 (1948)、韓国 (1976)、ジャマイカ (2015)

Q.20 全米のヘンプ作付面積はどれぐらいですか？

A.20 ヘンプ研究法が制定された 2014 年、ケンタッキー州における 14 ヘクタールから始まった米国のヘンプ栽培は、ヘンプ農業法が制定された翌年の 2019 年には全米で 59,110 ヘクタールまで急拡大しましたが（農業経営者 2020 年 12 月号 P21 より）、2021 年現在の作付け面積は全米で 21,660 ha です（USDA National Hemp Report）。その 80 %はカンナビノイド（主に CBD）の生産が目的であり、18 %がヘンプの種実用、繊維用はわずか 3 %の作付け面積割合となっています（表 2）。

Q.21 播種用のヘンプ種子は、どのように入手すればよいですか？

A.21 米国では、全米規模の認証種子制度はありません。一部の州では、品種基準を満たしたヘンプの認証種子をリスト化し、それを推奨しています。農家は、州の認証種子を国内の種子会社から入手するか、または、海外から他の農産物と同じ手続きによって入手することができます。

Q.22 ヘンプの規制に関する米国の文書で、他に和訳したものはありますか？

A.22 これまで、下記の文書を和訳しました。今後も必要なものがあれば随時翻訳します。

米国農務省農業マーケティングサービス局の文書

- ・ヘンプ生産プログラム（最終規則）2021 年 3 月 22 日発効（96 頁）
- ・ヘンプのサンプリングガイドライン 2019 年 1 月 15 日
- ・ヘンプの栽培施設の修復および処分ガイドライン 2021 年 1 月 15 日
- ・検査機関の検査ガイドライン 2021 年 1 月 15 日
- ・AOAC International 標準メソッド性能要件（SMPCR 2019.003）  
ヘンプ（低 THC 大麻草品種）の植物材料中のカンナビノイド定量化のための標準試験法の性能要件
- ・米国農務省播種用ヘンプ種子の輸入 2019 年 4 月 18 日通知